

**◆住宅の省エネ改修工事に伴う
固定資産税の減額措置**

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に、以下の要件を満たす省エネ改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅（賃家住宅は除く）であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの。

■減額要件 次の要件をすべて満たす工事であること。
①次のイの工事、またはイと併せて行うロ～ニの工事であること。

イ 窓の断熱改修工事（この工事は必須です。）

- ロ 床の断熱改修工事
- ハ 天井の断熱改修工事
- ニ 壁の断熱改修工事

②改修部位が、それぞれ現行の省エネ基準に新たに適合すること。

③省エネ改修工事に要した費用の合計が、**30 万円以上**であること。

■減額内容

- ・改修工事完了時の**翌年度のみ**、当該家屋の固定資産税額の3分の1 を減額します。（1 戸当たり 120㎡相当分までを減額。1 戸について、この減額措置の適用は 1 回限りです。）

■申告方法

改修工事が完了した日から **3 か月以内** に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申請書
 - ②納税義務者の住民票の写し
 - ③建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する熱損失防止改修工事証明書
- ※必要に応じて、工事内容などが確認できる書類を提出してもらう場合があります。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けることができません。ただし、バリアフリー改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

◆耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、当該家屋の固定資産について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・昭和 57 年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1 以上のもの。

■減額要件 以下の要件をすべて満たす工事であること。
①改修後の住宅が現行の耐震基準に適合すること。
②当該耐震改修工事に要した費用の合計が **30 万円以上**であること。

■必要な書類

- ①耐震改修工事に伴う固定資産税減額申請書
 - ②現行の耐震基準に適合していることの証明（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行する耐震基準適合証明書）
 - ③耐震改修に要した費用を証明できる書類（領収書の写し）
- ※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

■減額内容

改 修 工 事 完了の時期	減 額 の 期 間	減 額 の 割 合	対象床面積
平成 18 年 1 月 1 日 から平成 21 年 12 月 31 日までの間	改修工事完了時の 翌年度から 3 年度分	1/2	1 戸あたり 120㎡ 相当分 まで
平成 22 年 1 月 1 日 から平成 24 年 12 月 31 日までの間	改修工事完了時の 翌年度から 2 年度分		
平成 25 年 1 月 1 日 から平成 27 年 12 月 31 日までの間	改修工事完了時の 翌年度分（1 年 度分）のみ		

※減額の適用は、改修工事が完了した年の翌年度分からになります。

■申告方法

改修工事が完了した日から **3 か月以内** に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、バリアフリー改修、省エネ改修の減額措置と同時に受けることができません。

固定資産税の減額措置制度のお知らせ

申告・問い合わせ先 税務課資産税係 ☎ 72-2111 内線 122、123

固定資産税の減額措置制度のうち、以下のものについて適用期限が延長されています。

- ・新築された長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置
平成 22 年 3 月 31 日まで → 平成 24 年 3 月 31 日まで（2 年間延長）
- ・住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置
平成 22 年 3 月 31 日まで → 平成 25 年 3 月 31 日まで（3 年間延長）

それぞれ該当される人は、所定の申告方法にて小郡市役所税務課資産税係(④番)窓口まで申告してください。
なお、耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置は平成 27 年 12 月 31 日まで引き続き適用されます。

**◆新築された長期優良住宅に係る
固定資産税の減額措置**

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成 21 年 6 月 4 日施行)から平成 24 年 3 月 31 日の間に新築された認定長期優良住宅については、通常の新築軽減(3 年間もしくは 5 年間)に変わり、以下の減額措置が適用されます。

■対象家屋

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅であること。
- ・床面積が 50㎡（一戸建て以外の貸家住宅の場合は 40㎡）以上 280㎡ 以下であること。
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2 分の 1 以上のもの。

○認定長期優良住宅とは？

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

■減額内容

住宅部分 1 戸当たりの床面積	税の減額率（該当家屋のみ）
50㎡ ～ 120㎡ 未満	2 分の 1
120㎡ ～ 280㎡ 以下	120㎡ 分に相当する税額の 2 分の 1（60㎡ に相当する税額）

■減額される期間

一般の住宅(平屋・2 階建住宅等)	新築後 5 年度分
3 階以上の中高層耐火住宅等(マンション等)	新築後 7 年度分

■申告方法

当該家屋が新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日に属する年(通常は建築完了年の翌年)の **1 月 31 日まで** に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①長期優良住宅に関わる固定資産税の減額申請書
- ②認定長期優良住宅である旨を証明する書類(認定通知書の写しなど)

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅特例の減額措置と同時に受けることができません。

**◆住宅のバリアフリー改修工事に伴う
固定資産税の減額措置**

平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の間に、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

■対象家屋

- ・次のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）であること。
 - ① 65 歳以上の人。
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている人。
 - ③身体障害者
- ・平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。
- ・マンションなどの区分所有に係る家屋の専有部分を含む。
- ・併用住宅の場合、住宅部分の割合が2 分の 1 以上。

■対象工事

次の工事で、補助金などを除く **自己負担が 30 万円以上**のもの。
①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良
④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化

■減額内容

改修工事完了時の**翌年度のみ**、当該家屋の固定資産税額の3分の1 を減額します。（1 戸当たり 100㎡相当分までを減額。1 戸について、この減額措置の適用は 1 回限りです。）

■申告方法

改修工事が完了した日から **3 か月以内** に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

■必要な書類

- ①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書
 - ②納税義務者の住民票の写し
 - ③居住者要件を確認できる書類の写し(住民票・介護保険の被保険者証・身体障害者手帳等)
 - ④改修工事明細書の写し(工事内容や費用が確認できるもの)
 - ⑤改修工事箇所の図面、写真(改修前と改修後)
 - ⑥領収書の写し
 - ⑦その他、補助金などを受けた場合は、交付決定を確認できる書類の写し
- ※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関などによる証明で代替できます。
※工事内容等の確認は、書類のほかに必要に応じて現地確認を行います。

■他の減額措置の除外

この減額措置は、新築住宅や耐震改修の減額措置と同時に受けることができません。ただし、省エネ改修工事減額措置とは、同時に適用できます。

各種減額措置の固定資産税減額申請書はこちらから

各減額措置の固定資産税減額申請書は、税務課資産税係（④番）窓口で配布しています。
また、市ホームページ (<http://www.city.ogori.fukuoka.jp>) からダウンロードできます。
市ホームページ→お役立ち→申請書ダウンロード→税→固定資産税の順にクリックしてください。